

公取委が巨大IT企業の取引実態調査を公開

◆独禁法の観点から3つの視点で整理した取引慣行の問題点に注目

2019年10月に公正取引委員会（公取委）が「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書」を公開した。これはデジタル・プラットフォーマー、具体的にはアマゾンや楽天、アップルやグーグルなどの巨大IT企業が運営するオンラインモールやアプリストアの取引慣行を調べたものである。

この報告書ではオンラインモールやアプリストアを利用して商品等を販売する事業者（利用事業者）が指摘した取引慣行の問題点と、それらに対するデジタル・プラットフォーマー（運営事業者）の回答を、独占禁止法の観点から3つに分類して掲載している。3つの観点とは、①取引先に不利益を与え得る行為、②競合事業者を排除し得る行為、③取引先の事業活動を制限し得る行為である。その多くは、今後公取委によって指導や勧告が検討され、実行される可能性がある。オンラインモールやアプリストアで商品やサービスを販売している事業者及び、今後販売を始めようとする事業者は今後の事業環境、それに基づく戦略や事業計画を考えるための資料として報告書に目を通しておくのがよいだろう。

【藤井和則】

公取委の報告書における取引慣行の問題点と運営事業者の回答の一例

分類	利用事業者が指摘した問題	運営事業者の回答
①取引先に不利益を与え得る行為	・手数料の値上げは事前の通知はあるが、承諾するか否かを選択したり値上げの内容を交渉したりする余地はなく一方的な受け入れを求めるものだった。	・手数料を値上げする場合、利用業者に理解してもらい適切に準備を行えるようできるだけ余裕をもって事前に変更に関する案内を行い、利用事業者の利益を棄損することがないように配慮している。
②競合事業者を排除し得る行為	・ある運営事業者は、そのグループ企業が販売する商品が最安値ではないにもかかわらず検索順位が上位に表示されている。	・検索アルゴリズムは全ての利用事業者の商品に対して公平に評価を行うものである。自社又は関連会社の商品を優遇するようなことは一切ない。
③取引先の事業活動を制限し得る行為	・デジタル・コンテンツの提供に係る決済手段として、運営事業者を経由しない方法を選ぶことはできない。もし、他の決済手段を選ぶことができるのであれば、30%の手数料の支払いを回避できるような決済手段を導入したい。もし、30%の手数料を支払う必要がなくなれば、開発コストを増やして、アプリの内容を充実させることによって、需要をより伸ばせると思う。	・アプリ内においてデジタル・コンテンツ及びサービスを販売する際はアプリ内課金を利用しなければならない。この決済は消費者にとっても使いやすい(省略)という点で利益が多いと認識している。加えて、決済方法は、詐欺的な取引を防止することにも役立っている。また、アプリストアの運営等に係る費用を賄うためには、アプリ内課金を通じて得られる手数料が欠かせない。

出所：公正取引委員会「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書」（2019年10月）